

開発行為等事前協議申請書類一覧(課・機関別)

番号	関係機関 担当課	提出書類																				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳		
		事前協議申請書	委任状	(都市計画図位置図)	(住宅案内図等)	公園の写し	現況図	(開発区域求積図)	土地利用計画図	造成計画断面図	給排水計画平面図	擁壁等構造図	道路縦断面図	道路横断面図	排水施設構造図	雨水処理計算書	消防水利構造図	公園構造図	ごみ集積所構造図	集会所構造図	建物立面図	議事録
1	管財課	○	○	○	○				○									○	○		○	
2	市民生活課	○	○	○	○				○										○			○
3	交通住宅課	○	○	○	○				○													○
4	建設管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○	○
5	道路建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○	○
6	道路維持課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○	○
7	治水河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○	○
8	都市計画課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9	公園緑地課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○	○
10	建築審査課	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○							○	○
11	環境課	○	○	○	○				○	○											○	○
12	資源循環推進課	○	○	○	○				○										○			○
13	農業振興課	○	○	○	○				○													○
14	農業委員会事務局	○	○	○	○				○													○
15	水道施設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○					○	○
16	下水道施設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○	○
17	教育委員会 教育総務課	○	○	○	○				○													○
18	教育委員会 文化振興課	○	○	○	○				○													○
19	埼玉東部消防組合久喜消防署	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○					○	○
20	商工観光課 ※	△	△	△	△				△												△	△
21	障がい者福祉課 ※	△	△	△	△				△												△	△
22	介護保険課 ※	△	△	△	△				△												△	△
23	保育幼稚園課 ※	△	△	△	△				△												△	△

◎ … 正副2部(必須) ○ … 副1部(必須) △ … 副1部(事業計画が関連する場合のみ協議が必要)

※番号1～19の課・機関は事前協議が必ず必要です。番号20～23の課は、計画建築物等が関係する場合のみ協議が必要です。
 (例)店舗の建築等で事前協議申請を行う場合は、番号1～19の課・機関のほか、番号20の商工観光課との協議が必要になります。

※課・機関ごとに申請書を作成し、都市計画課にまとめて提出してください。都市計画課から各課・機関に配布します。
 (例)協議先が番号1～19の課・機関の場合は、都市計画課に、正本1部と副本19部(計20部)提出してください。

※課・機関ごとに必要な書類を表記していますが、①～⑳全ての書類を揃えた申請書を必要部数作成していただいてもかまいません。
 (都市計画課用の正本と同様の申請書で、全ての副本を作成しても問題ありません。)

※給排水計画平面図は、土地利用計画図に併記してもかまいません。添付書類の詳細は、「開発行為等事前協議申請書類一覧(書類別)」をご確認ください。